



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

*28 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

○ 告示

- 658 随意契約の相手方の決定 (税務課)..... 3
- 659 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 (循環型社会推進課)..... 10
- 660 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 12
- 661 中島井土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課)..... 13
- 662 令和4年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施 (果樹園芸課)..... 13
- 663 保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)..... 14
- 664 " (")..... 15
- 665 公共測量の実施 (技術調査課)..... 15
- 666 " (")..... 15
- 667 " (")..... 16
- 668 道路の区域変更 (道路保全課)..... 16
- 669 " (")..... 16
- 670 道路の供用開始 (")..... 17
- 671 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 17
- 672 令和3年和歌山県告示第192号（指定代理納付者の指定）の廃止 (教育委員会)..... 17
- 673 令和3年和歌山県告示第193号（指定代理納付者の指定）の廃止 (")..... 17
- 674 指定納付受託者の指定 (")..... 17
- 675 " (")..... 18

規 則

和歌山県規則第28号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年和歌山県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	(休業補償を行わない場合) 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 略
 (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

付 則
 (施行期日)

- 1 略
 (葬祭補償の額の特例)
 2 略
 (障害補償年金前払一時金)
 3 略
 4～6 略
 7 障害補償年金は、付則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
 (1) 略
 (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあつては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。
 (遺族補償年金前払一時金)
 9 略
 10～13 略
 14 遺族補償年金は、付則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月(条例付則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が付則第9項本文の規定による申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死

- (1) 略
 (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは教護院に送致され、収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

付 則

- 1 略
 2 略
 3 略
 4～6 略
 7 障害補償年金は、付則第3項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月の翌月から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。
 (1) 略
 (2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
 8 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期間から起算して1年を超える場合にあつては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。
 9 略
 10～13 略
 14 遺族補償年金は、付則第9項本文の規定による申出が行われた場合にあつては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日(同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあつては、当該申出が行われた日)の属する月(条例付則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が付則第9項本文の規定による申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死

亡の時期に応じ条例付則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項及び付則第18項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が付則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。)が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金等の支給停止終了の通知)

16 略

(届出等)

17 略

18 略

亡の時期に応じ条例付則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項及び付則第18項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月の翌月から、次に掲げる額の合計額(特例遺族補償年金受給権者が付則第9項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。)が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 略

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支払期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

15 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

16 略

17 略

18 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第658号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局税務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社南大阪電子計算センター

大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等入力処理	1回当たり	9,900円
(イ) 予定申告書等作成処理	1回当たり	22,100円
(ウ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円
(エ) 確定申告書等入力処理	1回当たり	39,600円
(オ) 確定申告書等作成処理	1回当たり	82,600円
(カ) 申告書入力特別処理	1回当たり	27,300円
(キ) 更正・決定処理	1回当たり	71,800円
(ク) 是認入力処理	1回当たり	108,500円
(ケ) 月例統計処理	1回当たり	151,000円
(コ) 交付税調作成処理	1回当たり	297,000円
(サ) 課税状況調作成処理	1回当たり	297,000円
(シ) 法人登録に関する処理	1回当たり	57,000円
(ス) 未処理法人調査に関する処理	1回当たり	74,200円
(セ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	71,800円
(ソ) オンライン処理	1回当たり	7,289円
(タ) 予算積算資料作成処理	1回当たり	79,200円
(チ) 年報ファイル作成処理	1回当たり	29,700円
(ツ) 大口法人・減免法人調査処理	1回当たり	44,500円
(テ) 増減理由調査処理	1回当たり	26,700円
(ト) 未登録法人調査処理	1回当たり	19,800円
(ナ) 国税突合処理	1回当たり	39,600円
(ニ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ヌ) 外形標準課税等別表入力処理	1回当たり	47,100円
(ネ) 外形標準課税等別表作成処理	1回当たり	32,200円
(ノ) 電子申告データ反映処理	1回当たり	99,000円
(ハ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	49,500円

イ 県民税利子割

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	9,900円

ウ 証券二税

(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1回当たり	43,100円
(ウ) 電子申告取込処理	1回当たり	10,000円
(エ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(オ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(カ) 月例処理	1回当たり	79,200円
(キ) 課税状況前年対比処理	1回当たり	54,000円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	30,200円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(コ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	10,800円

エ 不動産取得税

(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理(原始)	1回当たり	19,800円
(エ) 調定データ取込処理(承継)	1回当たり	19,800円
(オ) 調定データ入力処理	1回当たり	86,700円
(カ) 月例処理	1回当たり	139,000円
(キ) 課税チェックリスト作成処理	1回当たり	15,700円
(ク) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(ケ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(コ) 総務省報告処理	1回当たり	47,467円
(サ) 年次統計処理	1回当たり	44,500円
(シ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,100円

オ 個人事業税

(ア) 随時調定処理	1回当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	1回当たり	4,900円
(ウ) 定例調定処理(前期)	1回当たり	630,300円
(エ) 定例調定処理(後期)	1回当たり	389,500円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	42,100円
(カ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(キ) 国税連携処理	1回当たり	4,900円
(ク) 申告データ台帳作成処理	1回当たり	10,000円
(ケ) 年次統計処理	1回当たり	29,700円
(コ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	27,700円

カ ゴルフ場利用税

(ア) 申告書処理	1回当たり	27,300円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(キ) 年次処理	1回当たり	29,700円

(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1回当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1回当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1回当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1回当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1回当たり	2,104円
(キ) OCR処理	1回当たり	27,300円
(ク) 年次処理	1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1回当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1回当たり	622円
(エ) 年次統計処理	1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	1回当たり	12,400円
(イ) 調定処理(狩猟税)	1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1回当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1回当たり	622円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1件当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	1回当たり	8,900円
(ケ) たばこ手持品課税申告書パンチ処理	1件当たり	55円
(コ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(サ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(シ) RPA作成実行機能運用	1本当たり	908,000円
(ス) RPA実行機能運用	1本当たり	248,000円
(セ) RPAシナリオ作成処理	1人日当たり	40,000円
コ 収納管理		
(ア) 消込処理	1回当たり	29,215円
(イ) 還付充当処理	1回当たり	149,760円
(ウ) 月次集計処理	1回当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1回当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	1回当たり	44,200円
(カ) 決算統計処理	1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1回当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1回当たり	3,546円
(ケ) マスタ切り処理	1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1回当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円

(シ) 納付情報登録処理	1回当たり	3,175円
(ス) 仮消込反映処理	1回当たり	830円
(セ) 本消込反映処理	1回当たり	489円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1回当たり	2,014円
(タ) 延滞金月次調定処理	1回当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	1回当たり	81,000円
(ツ) 地方法人特別税月次集計処理	1回当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1回当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1回当たり	60,000円
(ウ) 収入状況一覧表作成処理	1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1回当たり	3,585円
(オ) 不納欠損処理	1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1回当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	1回当たり	88,200円
(ケ) 未納データベース作成処理	1回当たり	96,923円
(コ) 進行管理表用データベース作成処理	1回当たり	9,138円
(サ) 未進捗リスト用データベース作成処理	1回当たり	19,800円
(シ) マスタ切り処理	1回当たり	29,700円
(ス) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1回当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1回当たり	4,889円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1回当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1回当たり	2,444円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1回当たり	2,444円
(ク) 法人データ突合処理	1回当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1回当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1回当たり	19,800円
ス メール		
(ア) 各種帳票集配送	1回当たり	190,000円
セ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	40,000円
ソ システム関連調査		
(ア) システム影響度調査処理	1人日当たり	40,000円
タ 機器管理		
(ア) サーバ機等運用(4月~12月)	1台当たり	74,420円
(イ) サーバ機等運用(1月~3月)	1台当たり	74,508円
(ウ) 端末機等運用	1台当たり	8,161円
(エ) モバイル端末機等運用	1台当たり	6,459円
(オ) プリンタ等運用	1台当たり	8,925円

(カ) ネットワーク機器運用(4月~12月)	1台当たり	5,423円
(キ) ネットワーク機器運用(1月~3月)	1台当たり	5,400円
(ク) サーバ機等保守(4月~12月)	1台当たり	31,902円
(ケ) サーバ機等保守(1月~3月)	1台当たり	31,834円
(コ) 端末機等保守	1台当たり	3,897円
(サ) モバイル端末機等保守	1台当たり	1,058円
(シ) プリンタ等保守	1台当たり	2,317円
(ス) ネットワーク機器保守(4月~12月)	1台当たり	1,844円
(セ) ネットワーク機器保守(1月~3月)	1台当たり	1,863円
(ソ) 回線運用	1回線当たり	36,000円
(タ) 付属機器運用	1個当たり	14,250円
(チ) 情報セキュリティ対策(サーバ機等)(4月~8月)	1台当たり	97,075円
(ツ) 情報セキュリティ対策(端末機等)(4月~8月)	1台当たり	78,771円
(テ) 情報セキュリティ対策(9月~3月)	1台当たり	378,150円
(ト) 休日等ホスト稼働	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1回当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1回当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1回当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1回当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連処理1	1回当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連処理2	1回当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成処理	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正処理1	1回当たり	58,500円
(キ) 分配情報修正処理2	1回当たり	25,950円
(ク) カナ情報修正データ作成処理	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与処理1	1回当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与処理2	1回当たり	34,600円
(サ) 車種名付与処理1	1回当たり	33,200円
(シ) 車種名付与処理2	1回当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成処理	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与処理1	1回当たり	32,370円
(タ) 追加情報付与処理2	1回当たり	14,450円
(チ) 税率・郵便番号等付与処理1	1回当たり	26,430円
(ツ) 税率・郵便番号等付与処理2	1回当たり	11,580円
(テ) 課税マスタ異動処理1	1回当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動処理2	1回当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円

(ニ) 減額通知書作成処理	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1回当たり	38,160円
(ノ) 納税者番号付与処理1	1回当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与処理2	1回当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1	1回当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2	1回当たり	38,900円
(ヘ) 自動車税環境性能割月例処理1	1回当たり	47,900円
(ホ) 自動車税環境性能割月例処理2	1回当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1回当たり	10,000円
(ミ) 軽OSSデータ反映処理	1回当たり	10,000円
(ム) 納税者番号不一致リスト作成処理	1回当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	1回当たり	67,500円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成処理	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1回当たり	5,538円
(タ) 公示サインによるコメントレコード作成処理1	1回当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード作成処理2	1回当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成処理(現年及び滞繰)	1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1回当たり	133,650円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成処理	1件当たり	11.5円
(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成処理	1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成処理	1回当たり	22,000円

(コ) 金融機関コード整備処理	1回当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成処理	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成処理	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成処理	1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換処理	1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成処理	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1回当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成処理	1回当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成処理	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成処理	1回当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成処理	1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理	1回当たり	44,430円
(サ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車税環境性能割関係		
(ア) 自動車税環境性能割データコンバート処理	1回当たり	14,800円
(イ) 自動車税環境性能割オンライン処理	1回当たり	622円
(ウ) 課税明細データ作成処理	1回当たり	54,400円
キ システム作成		
(ア) プログラム作成処理	1人日当たり	40,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第659号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示するとともに、

同条第2項の申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄

(2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所

和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字大谷1564番4外44筆

(3) 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場

(4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

ア 燃え殻

イ 汚泥

ウ 廃プラスチック類

エ 紙くず

オ 木くず

カ 繊維くず

キ ゴムくず

ク 金属くず

ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

コ がれき類

以上10種類（いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む（水銀回収が義務付けられていないものに限る。）。イ、ウ、ケ及びコについては、石綿含有産業廃棄物を含む。ア及びイについては、水銀含有ばいじん等を含む（水銀回収が義務付けられていないものに限る。）。）

(5) 申請年月日

令和3年7月29日

2 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び御坊保健所衛生環境課

(2) 縦覧期間

令和4年5月24日（火）から同年6月23日（木）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

令和4年5月24日（火）から同年7月7日（木）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）

(2) 提出先

ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電子メール e0318003@pref.wakayama.lg.jp

イ 御坊保健所衛生環境課
郵便番号 644-0011 御坊市湯川町財部859番地2

(3) 意見書の形式等

ア 意見書の提出方法は、郵送、持参又は電子メールによるものとする。

イ 意見書の形式は問わない。

ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見と共に、住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第660号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ドラッグコスモス岩橋店
和歌山県和歌山市岩橋字宮ノ段981番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和4年12月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,193㎡
- 6 駐車場の収容台数
39台
- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.0㎡³
- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

2か所（敷地東側）

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

14 届出年月日

令和4年4月27日

15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和4年5月24日から同年9月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中島井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和4年3月11日退任）

職名 氏 名 住 所

理事 宮本英男 岩出市中島168番地

2 就任した役員（令和4年4月1日就任）

職名 氏 名 住 所

理事 大塚寛久 岩出市中島143番地

和歌山県告示第662号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、令和4年度狩猟免許更新に係る適性試験（以下「適性検査」という。）及び講習を次のとおり実施する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 適性検査の日時及び場所

開催月日	曜日	開始時刻	会場名	所在地	担 当 振興局
7月12日	火	午後1時30分	かつらぎ総合文化会館	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2454	伊都
7月14日	木	午前10時00分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月15日	金	午後1時30分	那賀総合庁舎	岩出市高塚209	那賀
			有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田
			日高町中央公民館	日高郡日高町高家629	日高

			東牟婁総合庁舎	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	東牟婁
7月22日	金	午前10時00分	上富田文化会館	西牟婁郡上富田町朝来758-1	西牟婁
7月24日	日	午後1時30分	有田総合庁舎	有田郡湯浅町湯浅2355-1	有田
7月27日	水	午後1時30分	和歌山ビッグ愛	和歌山市手平二丁目1-2	海草

2 適性検査

適性検査は、視力、聴力及び運動能力について行う。

3 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適性検査当日に配布するテキスト等を用いた自宅学習により行うものとする。

4 適性検査及び講習の対象者

- (1) 県内に住所を有し、有効期限が令和4年9月14日までの狩猟免許を交付されている者で、当該狩猟免許と同種類の狩猟免許を更新しようとするもの。ただし、法第40条第2号、第3号又は第4号に該当する者を除く。
- (2) (1) に定める対象者のうち、有効期間が満了していない異なる種類の狩猟免許を受けている者にあつては、当該狩猟免許を併せて更新することができる。

5 携帯品

- (1) 狩猟免許適性試験受験票及び講習受講票
- (2) 眼鏡等の視力矯正器具

6 適性検査及び講習の申込み

適性検査及び講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、次の書類等を添付の上、受検を希望する適性検査の開催日の10日前までに住所地を管轄する振興局農業水産振興課に申し込むこと。ただし、和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除くものとし、受付時間は、午前9時から午後5時30分までとする。

(1) 写真1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身かつ無背景のもの（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円（和歌山県証紙）とする。

(3) 銃砲又は刀剣類の所持の許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている者にあつては、許可に係る許可証の写し

(4) 医師の診断書

許可を受けていない者にあつては、法第40条第2号、第3号及び第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請時点で作成後3か月以内のもの）

7 その他

適性検査の開始時刻に遅れた者はこの適性検査を受けることができない。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、適性検査を中止し、又は日時、場所を変更することがあり、その場合は、申請者にその旨を通知する。

和歌山県告示第663号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第665号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年4月23日から同年7月21日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市栗栖及び出島

和歌山県告示第666号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月10日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡美浜町、日高町、由良町、印南町及び日高川町

和歌山県告示第667号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月11日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 岩出市全域

和歌山県告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字川又字堂面340番6地先から同町大字川又字串ノ上976番3地先まで	旧	3.00 ） 23.01	647.00	塚原橋（仮橋） 川又橋 L=22.00 L=19.50

和歌山県告示第669号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

日高郡印南町大字川又字向道1088番1地先から同町大字上洞字池之谷976番82地先まで	旧	10.60 } 89.30	276.10	
同上	新	10.60 } 89.30	276.10	

和歌山県告示第670号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡高野町大字花坂字辻谷592番2地先から同町大字花坂字木戸口586番15地先まで

供用開始の期日 令和4年5月24日

和歌山県告示第671号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3594	橋本市高野口町伏原字荒内211番の一部、212番1の一部	橋本市小原田68番地株式会社Mハウジング代表取締役 中川正人	令和4.5.10	6.00	36.10

和歌山県告示第672号

令和3年和歌山県告示第192号（指定代理納付者の指定）は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第673号

令和3年和歌山県告示第193号（指定代理納付者の指定）は、令和4年3月31日限り廃止した。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第674号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和4年4月1日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

和歌山県立博物館施設（和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘及び和歌山県立自然博物館をいう。）における入場料及び図録等の販売代金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用する納付方法

和歌山県告示第675号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和4年4月1日に次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和4年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地

三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号

2 指定納付受託者が納付する歳入等

和歌山県立博物館施設（和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘及び和歌山県立自然博物館をいう。）における入場料及び図録等の販売代金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付事務を行うものに限る。）

3 指定納付受託者の納付方法

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法

VISA、MasterCard